

I — (11) —② 第1次中期目標・中期計画・年度計画

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>戦後58年以上を経過し、戦後生まれの世代が全人口の3分の2を超え、戦争体験の労苦の記憶が薄れていく中で、恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に対する国民の理解を深め、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念することの重要性は一層高まっている。</p> <p>独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）は、関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、これらの者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的としている。</p> <p>このような認識の下、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、基金が達成すべき業務運営に関する目</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）が中期目標を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の平成15年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。</p> <p>※ アンダーライン部分は、各年度によりする変更</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり定める。</p> <p>第1 中期目標の期間 平成15年10月から平成20年3月までの4年6月間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務経費の削減 業務の効率化を進め、経費総額（事業費、管理費及び人件費の合計）について、基金の前身である認可法人平和祈念事業特別基金の平成14事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を85%以下とする。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務経費の削減 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額（事業費、管理費及び人件費の合計）について、基金の前身である認可法人平和祈念事業特別基金の平成14事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を85%以下とする。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務経費の削減（15年度） 職員の意識改革により、節電による省エネルギーの推進、LANの活用によるペーパーレス化等を推進し、業務経費の節減に努める。 業務経費の使用状況等を各部門においても常時把握できるようなシステムを導入し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>（16年度） 職員の意識改革により、節電による省エネルギー等を引き続き推進するとともに、<u>電話料に係る経費の見直しを行うなど業務経費の節減に努める。</u> <u>総合データベースを積極的に活用することにより、展示会等の企画時間の短縮を進めるなど業務運営の効率化を図る。</u> <u>業務運営に当たっては、業務運営管理システム</u></p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p><u>また、特に経費総額の更なる削減を図るため事務室を移転することとする。</u></p> <p><u>なお、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18事業年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととし、中期目標の期間の平成18事業年度及び平成19事業年度の2年間においても、着実な取組を行う。また、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</u></p> <p>注：アンダーライン部分は、平成19年3月29日変更</p>	<p><u>また、特に経費総額の更なる削減を図るため事務室を平成19年7月を目途に移転することとする。</u></p> <p><u>なお、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成17事業年度に対し平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行う。このため、中期目標の期間の4年目及び5年目に当たる平成18事業年度及び平成19事業年度においては、平成17事業年度に対し最終事業年度までに2%以上削減する。また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める(今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)</u></p> <p>注：アンダーライン部分は、平成19年3月29日変更</p>	<p><u>を活用した各業務への適切な資源配分と各部門において業務経費の進捗状況の的確な把握を行い、業務運営の効率化を図る。</u></p> <p>(17年度)</p> <p><u>今年度は、中期目標期間の半ばを過ぎることから、業務経費全般の削減についてその進捗状況を検証するとともに、従来から業務運営のため継続的に使用している事務的経費や管理費について、改めて節約、効率化可能な分野の洗い出しを行い、更なる業務経費の節減に努める。</u></p> <p><u>各種事業における広報については、過去の実施データを活用するなど効率的実施を行い、業務経費の節減を図る。</u></p> <p>(18年度：一部削除、追加)</p> <p><u>業務経費全般の削減についてその進捗状況を検証するとともに、従来から業務運営のため継続的に使用している事務的経費や管理費については、更なる節減に努める。</u></p> <p><u>なお、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、削減に努めるとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。</u></p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
		<p>(削除部分)</p> <p>「<u>今年度は、中期目標期間の半ばを過ぎることから、</u>」「<u>各種事業における広報については、過去の実施データを活用するなど効率的実施を行い、業務経費の節減を図る。</u>」</p> <p>{追加}</p> <p>なお、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、削減に努めるとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。</p> <p>(19年度：アンダーライン部分を追加)</p> <p>業務経費全般の削減についてその進捗状況を検証するとともに、従来から業務運営のため継続的に使用している事務的経費や管理費については、更なる節減に努める。</p> <p><u>また、事務室の移転により経費の削減を図る。</u></p> <p>なお、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、削減に努めるとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>2 組織運営の効率化 現行の運営体制を検証し、より機能的な組織体制の構築、人員配置の見直し等を行うことにより、組織運営の合理化・効率化を推進する。</p>	<p>2 外部委託の推進 外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。</p> <p>3 組織運営の効率化 各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、スタッフ制の導入・組織階層のフラット化を推進し、また、必要に応じて人員配置の見直しを行う。</p>	<p>2 外部委託の推進 外部委託する方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。</p> <p>(18年度：追加) <u>また、既委託業務についてもその効率性を確認するとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮する。</u></p> <p>(19年度：追加) <u>また、既委託業務についても、引き続きその効率性を確認するとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮する。</u></p> <p>3 組織運営の効率化 (15年度) 業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、従来の課制を廃止し、組織体制のスタッフ制を導入し、組織階層のフラット化を行う。</p> <p>(16年度：追加) <u>改編した組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。</u></p> <p>(17年度：修正) <u>組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力</u></p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
		<p>的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。</p> <p>(18年度：アンダーライン部分追加) 組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。</p> <p>なお、役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、<u>コンプライアンスの推進体制を整備する。</u></p> <p>また、業務・システムの最適化を図るため設置したC I O補佐官を積極的に活用し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>(19年度アンダーライン部分追加) 組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。</p> <p>なお、役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、コンプライアンスの推進体制を整備する。</p> <p>また、業務・システムの最適化を図るため設置したC I O補佐官を積極的に活用し、<u>引き続き業務運営の効率化を図る。</u></p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示</p> <p>(1) 資料の収集</p> <p>関係者の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）の幅広い収集を行う。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示</p> <p>(1) 資料の収集</p> <p>① 外部有識者、関係団体等からの意見聴取、所在情報の収集等を行い、個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）を積極的に発掘し、各事業年度において平均500件程度収集する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示</p> <p>(1) 資料の収集</p> <p>外部有識者、関係団体（社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会及び引揚者団体全国連合会）等からの意見聴取、所在情報の収集等を日常的に行い、個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）の収集について、特別企画展・地方展示会の催事等を活用し関係資料の収集への協力を訴えることにより、<u>250件程度</u>収集する。</p> <p>アンダーライン部分</p> <p>16・17年度：500件以上</p> <p>18・19年度：550件以上</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>(2) 資料の保管</p> <p>① 保有している関係資料について、体系的な整理を行い、適切な保管を行う。</p>	<p>② 収集する関係資料の範囲を、記録映画フィルム、新聞・書籍等にも広げ、その寄贈又は寄託を所有者に依頼する。既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に働きかける。</p> <p>③ 外国の政府等が保有する関係資料の収集を行う。</p> <p>(2) 資料の保管</p> <p>① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。</p>	<p>② 記録映画フィルム、新聞、書籍等の所在情報の調査を行う。また、寄託者あてに文書等により寄贈への切り替え又は寄託の継続を要請する。</p> <p>(15・16年度)</p> <p>③ 外国の政府等が保有する関係資料の所在調査を行い、<u>収集方法の具体化を検討する。</u></p> <p>(17～19年度：修正)</p> <p><u>可能な関係資料の収集を行う。</u></p> <p>(2) 資料の保管</p> <p>① 適切な保管</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
	<p>また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。</p>	<p>ア カルテの作成 (15年度) <u>実物資料の種類、由来、提供者等の情報を整理したカルテを250件程度作成する。</u></p> <p>(16～18年度以降：修正) <u>新規で収集される実物資料の全てについて、その種類、由来、提供者等の情報を整理したカルテを作成する。</u></p> <p>イ 環境の整備 (15年度) <u>倉庫内の積層化により、保管スペースを確保する。</u></p> <p>(16年度以降) <u>収納方法などを工夫することにより、保管スペースを確保するなど、良好な保管環境を維持する。</u></p> <p>ウ 関係資料の修理等 (15・16年度) 専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を<u>実施する。</u></p> <p>(17年度以降：修正) 専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を<u>引き続き実施する。</u></p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>② 保有している関係資料のうち、特に貴重なものについては、次代に確実に引継ぐことができるよう、適切な保存措置を講じる。</p> <p>③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に進める。</p>	<p>② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために定温・定湿倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。 また、破損等による被害を防ぐために複製を作成して、展示資料館等における展示に利用する。</p> <p>③ インターネットによる提供等を行えるように、関係資料の電子データ化を計画的に推進し、中期目標の期間中に3万点以上の電子データ化を実施する。</p>	<p>② 適切な保存措置</p> <p>ア 適切な環境での保管 必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿倉庫に保管する。</p> <p>イ 劣化防止 希少性の高い貴重な関係資料の劣化防止のための措置として、脱酸処理、エンキャプレーション、防錆処理等の適切な措置を講ずる。</p> <p>ウ 複製の作成 希少性の高い関係資料について複製を作成し、平和祈念展示資料館等における展示に利用する。</p> <p>(15年度)</p> <p>③ <u>既に収集された関係資料・書籍約23,000点の電子データ化と新規で収集される関係資料・書籍等1,300点の電子データ化</u>を実施する。</p> <p>(16年度以降)</p> <p>新規で収集される関係資料・書籍等のうち<u>8割以上</u>の電子データ化を実施する。</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>(3) 資料の展示</p> <p>① 関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、平和祈念展示資料館における展示内容を充実させ、運営体制の見直し、適切な広報活動等を行う。</p> <p>平和祈念展示資料館への中期目標の期間中における入館者数が20万人以上となるよう努める。</p> <p><u>なお、事務室の移転に伴い、平和祈念展示資料館を、より集客効果の見込めるフロアに移すこととする。</u></p> <p>注：アンダーライン部分は、平成19年3月29日施行</p>	<p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館</p> <p>平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、関係資料を展示すると同時に、グラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の定期的な入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。</p> <p>また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。</p> <p>その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間中における入館者数を20万人以上とする。</p> <p><u>なお、事務室の移転に伴い、平和祈念展示資料館を、より集客効果の見込めるフロアに移すこととする。</u></p> <p>注：アンダーライン部分は、平成19年3月29日施行</p>	<p>(19年度：追加)</p> <p>④ <u>これまで収集した現物資料等を資料分類コード等に基づき、効果的、効率的に管理していくための方策を検討・実施する。</u></p> <p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館</p> <p>ア 積極的な広報、説明員による団体客への積極対応、特別企画展開催中における臨時開館など開館日・開館時間の弾力化等により、入館者数の目標を<u>2万人以上とする。</u></p> <p>16年度計画のアンダーライン部分は、4万2千人</p> <p>イ 外部有識者等の意見を聴取し、平成16年度以降に向けての新規事業について検討する。</p> <p>16年度計画のアンダーライン部分は、17年度</p> <p>(16年度：以下のウ・エを追加)</p> <p>ウ <u>次世代を担う若年層（特に小中学生）に、関係者に係る戦争体験の労苦実態を映像等により分かりやすく理解してもらうためキッズ用情報端末を設置する。</u></p> <p>エ <u>小中高生が夏休み等を利用して行う総合学習のフィールドワークの場として、平和祈念展示資料館を活用するに際し、関係者に係る戦争体験の労苦実態に関する自由研究テキストを参考資料として作成する。</u></p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
		<p>(17年度) 全面改正</p> <p>展示内容の充実、展示資料の入替え、広報の実施、説明員による団体客への積極対応、特別企画展開催中における臨時開館など開館日・開館時間の弾力化等により、入館者数の目標を4万4千人以上とする。</p> <p>(18年度：アンダーライン部分追加修正)</p> <p>展示内容の充実、<u>テーマを持った展示資料の入替え、広報の実施、説明員による団体客への積極対応、リピーター等に対するアフターケアの充実、特別企画展開催中における臨時開館など開館日・開館時間の弾力化等により、入館者数の目標を4万6千人以上とする。</u></p> <p>(19年度：アンダーライン部分、変更・追加)</p> <p>展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入替え、広報の実施、説明員による団体客への積極対応、リピーター等に対するアフターケアの充実、特別企画展開催中における臨時開館など開館日・開館時間の弾力化等により、入館者数の目標を4万8千人以上とする。</p> <p><u>なお、事務室の移転に伴い平和祈念展示資料館を、より集客効果の見込めるフロアに移すこととする。</u></p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>② 平和祈念展示資料館における展示以外にも、全国各地において、展示会等を開催する。</p>	<p>② 特別企画展</p> <p>関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3,000人以上とする。</p> <p>③ 平和祈念展</p> <p>関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。</p>	<p>② 特別企画展</p> <p>(15年度)</p> <p><u>平成15年11月9日から30日までの間戦後強制抑留関係、平成16年1月31日から2月14日までの間終戦に伴う海外からの引揚げ関係をテーマとした特別企画展を開催し、各回の入場者数の目標を3,300人以上とする。</u></p> <p>アンダーラインの部分各年度変更</p> <p>16年度：兵士の労苦関係及び戦後強制抑留関係をテーマとした</p> <p>17年度：終戦に伴う海外からの引揚げ関係及び兵士の労苦関係をテーマとした</p> <p>18年度：戦後強制抑留関係及び終戦に伴う海外からの引揚げ関係をテーマとした</p> <p>19年度：</p> <p><u>平成19年中に寄贈を受けた現物資料等を展示する特別企画展を開催し、入場者数の目標を3,300人以上とする。</u></p> <p>③ 平和祈念展</p> <p>(15年度は、認可法人中に実施済み。)</p> <p>(16年度)</p> <p>平成16年8月に「平和祈念展(銀座展)」を東京都において開催し、入場者数の目標を<u>1万人以上とする。</u></p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
	<p>④ 地方展示会</p> <p>関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者の目標を設定し、中期目標の期間中における入場者数を10万人以上とする。</p>	<p>(17年度)</p> <p>平成17年8月に「平和祈念展（銀座展）」を東京都において開催し、入場者数の目標を<u>1万人</u>以上とする。</p> <p>(18年度)</p> <p>平成18年8月に「平和祈念展（銀座展）」を東京都において開催し、入場者数の目標を<u>1万1千人</u>以上とする。</p> <p>(19年度)</p> <p>平成19年8月に「平和祈念展（銀座展）」を東京都において開催し、入場者数の目標を1万1千人以上とする。</p> <p>④ 地方展示会</p> <p>ア 直轄の地方展示会</p> <p><u>平成15年10月2日から7日までの間「平和祈念展」を兵庫県神戸市</u>において開催し、入場者数の目標を5,000人以上とする。</p> <p>アンダーラインの部分を各年度変更</p> <p>(16年度)</p> <p>平成16年12月に「平和祈念展」を鹿児島県鹿児島市</p> <p>(17年度)</p> <p>平成17年9月に「平和祈念展」を群馬県前橋市</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>③ 平和祈念展示資料館の入館者等に対するアンケートを実施し、意見・要望の把握を行う。</p>	<p>⑤ アンケートの実施 平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。</p>	<p>(18年度) 平成18年9月に「平和祈念展」を愛媛県松山市 (19年度) 平成19年9月に「平和祈念展」を長野県長野市</p> <p>イ 委託事業の地方展示会 委託事業として<u>大分県、京都府等5ヶ所</u>で開催する。 (16年度) 委託事業により全国<u>10ヶ所</u>以上で開催する。 (17年度) 委託事業により全国<u>5ヶ所</u>以上で開催する。 (18年度) 委託事業により全国<u>10ヶ所</u>以上で開催する。 (19年度) 委託事業により全国<u>10か所</u>以上で開催する。</p> <p>⑤ アンケートの実施 平和祈念展示資料館の<u>入館者</u>、特別企画展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、<u>過半数の者</u>から満足した旨の回答を得ることを目標とするとともに、その結果を以後の展示内容に適切に反映させる方策を講ずる。 別企画展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、<u>過半数を相当上回る者</u>から満足</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>④ ホームページを利用した提供を行う。</p> <p>⑤ 展示の幅を広げるために、関係資料の貸出しを行う。</p>	<p>⑥ ホームページによる提供 電子データ化された関係資料をホームページにおいて積極的に公開する。</p> <p>⑦ 関係資料の貸出し 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p>	<p>(16年度：修正) 平和祈念展示資料館の<u>入館者及びモニター</u>、特した旨の回答を得ることを目標とするとともに、その結果を以後の展示内容に適切に反映させる方策を講ずる。</p> <p>(17年度：修正) 平和祈念展示資料館の<u>入館者</u>、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、過半数を相当上回る者から満足した旨の回答を得ることを目標とするとともに、その結果を以後の展示内容に適切に反映させる方策を講ずる。</p> <p>(18年度：修正、19年度) 平和祈念展示資料館の<u>入館者</u>、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、過半数を相当上回る者から満足した旨の回答を得ることを目標とするとともに、その結果を以後の展示内容に適切に反映させる方策を講ずる。</p> <p>⑥ ホームページによる提供 電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するための基準・内容・規模等を検討する。</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>2 調査研究</p> <p>(1) 関係者の労苦についての調査研究を計画的に進め、その実態の把握を進める。</p>	<p>2 調査研究</p> <p>(1) 労苦の実態把握</p> <p>関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握する。 当時の文献等を幅広く調査研究することにより情報の蓄積を行い、また、公的資料との比較を行うこと等により、その実態を明らかにする。</p> <p>当時の文献等を幅広く調査研究することにより情報の蓄積を行い、また、公的資料との比較を行うこと等により、その実態を明らかにする。</p>	<p>(18年度：追加、19年度)</p> <p>電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するため、<u>引き続き基準・内容・規模</u>等を検討する。</p> <p>⑦ 関係資料の貸出し</p> <p>関係資料館を始め、基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案の上、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p> <p>2 調査研究</p> <p>(1) 労苦の実態把握</p> <p>ア 関係団体に対し、体験者の労苦を手記又は<u>聞き取り</u>によってとりまとめるための調査(以下「労苦調査」という。)の委託を行う。また、上記調査により集められた手記等について当時の文献、公的資料との比較により、そのとりまとめを行う。</p> <p>(17年度：修正)</p> <p>「聞き取り」を「聞き取り」と修正</p> <p>(19年度：修正)</p> <p>「聞き取り」を「聞き取り」と修正</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
	<p>(2) 記録史の作成</p> <p>① 戦後強制抑留者の労苦に関する総合的な記録史の作成を目指し、「戦後強制抑留史」の編纂を引き続き進め、中期目標の期間中に完成させる。</p> <p>② 「旧軍人軍属短期在職者労苦史」（仮称）の編纂に着手する。</p>	<p>イ 財団法人全国強制抑留者協会に対し、戦後強制抑留者に関する抑留の実態を把握するための<u>現地調査の取りまとめを委託する。</u></p> <p>16年度：修正 「アンダーラインの部分」「既に実施したロシア連邦以外の各国での現地調査を委託する。」と修正。</p> <p>17年度：イを削除</p> <p>(2) 記録史の作成</p> <p>① 認可法人中より編纂作業を進めてきた、「戦後強制抑留史」について、<u>史実の確認・検証作業、用字用語の確認校正作業等を行い、同抑留史構成案に基づいた執筆原稿及び関係資料編・関連事項年表編原稿の最終的なとりまとめを完了する。</u> (16年度 修正) 認可法人中より編纂作業を進めてきた、「戦後強制抑留史」について、<u>最終的編纂を完了する。</u> (17年度) ①を削除</p> <p>② 「旧軍人軍属短期在職者労苦史」（仮称）の編纂 編纂委員会等を計4回程度開催し、編纂方針についての検討、資料の収集整理、海外所在の戦跡等調査及び同調査結果報告聴取、体験者に対する聴き取り調査結果の分析検討等を行う。また、</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>(2) 外国に所在する関係資料の調査を行う。</p>	<p>(3) 外国調査の実施 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集を計画的に実施する。</p>	<p>社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会に委託して、体験者に対する聴き取り調査等を実施する。 (16年度) アンダーライン部分「<u>編纂委員会等を計4回程度</u>」を「<u>編纂委員会等を</u>」と修正 (17年度：全体修正) <u>編纂委員会等を開催し、資料の収集、海外所在の戦跡等について、調査分析検討等を行う。</u> 18年度：②を削除</p> <p>(3) 外国調査の実施 ロシア連邦の公的機関からの資料収集のための<u>方策</u>を検討する。 (16年度：アンダーラインの部分修正) <u>ロシア連邦公的機関等からの資料収集のための具体化の方策</u>を検討する。 (17年度：修正) <u>ロシア連邦の公的機関等から資料収集のための資料所在調査を引き続き実施する。</u> (18年度：修正) <u>ロシア連邦・カザフスタン等中央アジア諸国公的機関等からの資料収集のための資料所在調査</u>を引き続き実施する。</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p> <p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 調査研究の成果等を有効に活用するため、これらの整理・電子データ化を進め、総合的な管理システムを構築する。</p>	<p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p> <p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築</p> <p>総合データベースシステムを構築して、調査研究の成果等の整理・電子データ化を推進し、中期目標の期間中に2万件以上の登録を行う。</p>	<p>(19年度：追加)</p> <p>ロシア連邦・カザフスタン等中央アジア諸国公的機関等からの資料収集のための資料所在調査を引き続き実施し、<u>特にカザフスタン共和国における強制抑留の状況についての取りまとめを行う。</u></p> <p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p> <p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築</p> <p><u>既刊「平和の礎」の総合データベースへの登録（紙媒体のスキニング等によるデータ化及びシステムへの取り込み）を行い、2,000件程度のデータ登録を実施する。</u></p> <p>(16年度)</p> <p><u>「戦後強制抑留史」を始めとして、ロシア連邦公的機関等から収集した資料など、4,500件を超えるデータ登録を実施する。</u></p> <p>(17～19年度)</p> <p><u>収集した資料など4,500件を超えるデータ登録を実施する。</u></p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>② ホームページ等を利用した提供を行う。</p> <p>③ 調査研究の成果の出版、証言集の作成等を行う。</p>	<p>② ホームページによる提供 総合データベースシステムをホームページにもリンクさせ、外部から閲覧できるようにし、関係者の労苦に対する理解の促進と関心の喚起等を図る。</p> <p>③ 調査研究の成果の出版等 調査研究の成果を「平和の礎」等として出版し、そのダイジェスト版等も作成する。 また、関係者の証言等を編集した音声・映像による記録の作成を推進する。</p>	<p>② ホームページによる提供 (15・16年度) 総合データベースのホームページへのリンク及び「平和の礎」等作成記録のホームページ上での閲覧公開に向けて、問題点の把握と整理を行う。 (17年度：全体修正) <u>「戦後強制抑留史」に関するホームページ上での閲覧公開等について、検討する。</u> (18年度：アンダーライン部分修正) <u>「戦後強制抑留史」をホームページ上で公開するとともに、その他のホームページの閲覧等については、引き続き検討する。</u> (19年度) <u>「平和の礎」のダイジェスト版等のホームページでの閲覧公開等について、引き続き検討する。</u></p> <p>③ 調査研究の成果の出版等 労苦調査研究の成果を活用し、関係者の手記等を取りまとめ、「平和の礎」と題し、それぞれ「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦」、「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦」として作成する。<u>(体験者証言ビデオ、「平和の礎」のダイジェスト版及び同子供版は認可法人中に作成済み。)</u></p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
	<p>④ 出版物等の活用</p> <p>出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。</p> <p>また、全国の公立図書館、小中学校等に配布することにより、関係者の労苦について国民の理解の促進と関心の高揚を図る。</p>	<p>アンダーラインの部分を各年度変更</p> <p>(16年度)</p> <p>体験者証言ビデオ、「平和の礎」のダイジェスト版及び同子供版も作成する。</p> <p>(17年度)</p> <p>「体験者証言ビデオ」も作成する。</p> <p>(17・18年度)</p> <p>また、体験者証言ビデオも作成する。</p> <p>(19年度)</p> <p>また、体験者証言ビデオを作成するとともに「平和の礎」の新たなダイジェスト版の編集を検討する。</p> <p>④ 出版物等の活用</p> <p>出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。個々の入館者が手にとって閲覧することが困難なビデオ映像については、常時平和祈念展示資料館において上映し、不特定多数の入館者が視聴可能となる方策を講ずるとともに、校外学習で訪れる小中高校生の団体等に対し積極的に上映し活用を図る。また、これら出版物等については、全国の主要図書館、大学等研究施設、小中高等学校等に配布し理解の促進を図る。</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>(2) 講演会等の実施</p> <p>関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、全国各地において、講演会等を積極的に実施する。</p>	<p>(2) 講演会等の実施</p> <p>① 講演会等の開催</p> <p>関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、各事業年度において平均5回以上開催する。</p>	<p>(18年度：追加)</p> <p>また、平成16年度に刊行した「戦後強制抑留史」については、<u>その抄録を作成、翻訳して関係諸国の図書館・大学等に配付するなど、外国においても周知されるよう活用を図る。さらに、平成18年は、海外からの引揚げ60周年に当たることから、引揚げの労苦をビジュアル化（漫画冊子等）して刊行し、小・中・高等学校をはじめ中高年世代の方々にも幅広く周知されるよう活用を図る。</u></p> <p>(19年度 修正。削除)</p> <p>また、平成16年度に刊行した「戦後強制抑留史」については、<u>翻訳作業を引き続き行い、関係諸国の図書館・大学等に配付するなど、外国においても周知されるよう活用を図る。</u></p> <p><u>(以下 削除)</u></p> <p>(2) 講演会等の実施</p> <p>① 講演会等の開催</p> <p><u>特別企画展開催期間中に、著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを新宿住友ビル内ホールにおいて平成15年11月9日、同29日、平成16年1月31日、2月14日の計4回開催する。各回の入場者数の目標を定員一杯の300人以上とし、計4回の開催で合計1,200人以上とする。</u></p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
		<p>(16年度)</p> <p>(削除) 著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを静岡県静岡市で開催する。この他特別企画展開催中に同様のフォーラムを新宿住友ビル内ホールにおいて4回開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、前者のフォーラムでは350人以上、後者のフォーラムでは各300人以上とする。</p> <p>* アンダーライン部分は、15年度を変更</p> <p>(17年度)</p> <p>著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを茨城県水戸市で開催する。この他特別企画展開催中に同様のフォーラムを新宿住友ビル内ホールにおいて開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、前者のフォーラムでは350人以上、後者のフォーラムでは300人以上とする。</p> <p>*アンダーライン部分は、16年度を変更</p> <p>(18年度)</p> <p>著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
	<p>② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催</p> <p>「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、全国各地で各事業年度において平均15回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。</p>	<p>岩手県盛岡市で開催する。この他特別企画展開催中に同様のフォーラムを新宿住友ビル内ホールにおいて開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、前者のフォーラムでは400人以上、後者のフォーラムでは300人以上とする。</p> <p>* アンダーライン部分は、17年度を変更（19年度）</p> <p>著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを北海道札幌市で開催する。この他、新宿住友ビル内ホールにおいて同様のフォーラムを開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、前者のフォーラムでは400人以上、後者のフォーラムでは300人以上とする。</p> <p>* アンダーライン部分は、18年度を変更</p> <p>② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催</p> <p>「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、<u>10回以上</u>開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図る。</p> <p>アンダーラインの部分各年度変更</p> <p>(16年度) 17回以上 (17年度) 12回以上 (18・19年度) 15回以上</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>(3) 語り部の育成 関係者が体験した労苦を伝えることができるよう、いわゆる「語り部」を育成する。</p>	<p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施 関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図る。</p> <p>(3) 語り部の育成 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、「語り部」を育成して、平和祈念展示資料館に配置する。</p>	<p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施 高校生を対象に戦争体験の労苦をテーマとした校内放送用ビデオ番組制作コンクールを実施し優秀企画校を10校程度選定する(次事業年度、優秀企画校に対し番組制作を行わせる予定。)</p> <p>(16年度) 高校生を対象に前年度に実施した、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールの優秀企画校に対しビデオ制作を行わせる。 第2回のビデオ制作コンクールの企画案を募集し、優秀企画校を10校程度選定する(次事業年度、優秀企画校に対し番組制作を行わせる予定。)</p> <p>(17年度) 高校生を対象に、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールを実施する。</p> <p>(18年度：追加 19年度) <u>全国</u>の高校生を対象に、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールを実施する。</p> <p>(3) 語り部の育成 関係者の労苦を次世代に語り継ぐ「語り部」を<u>10人以上育成し、育成状況に応じ平和祈念展示資料館等で活用する。</u></p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>(4) 催し等への助成 関係団体が実施する慰霊事業等に対する助成を行う。</p>	<p>また、教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資する。</p> <p>(4) 催し等への助成 関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う。</p>	<p>アンダーラインの部分を各年度変更 (16年度) 関係者の労苦を次世代に語り継ぐ「語り部」を引き続き育成するとともに、平和祈念展示資料館に配置し、<u>積極的活用をはかる。</u> <u>地方における展開等について検討する。</u></p> <p>(17年度) 関係者の労苦を次世代に語り継ぐ「語り部」を引き続き育成するとともに、平和祈念展示資料館に配置し、<u>東京近郊の学校に派遣し、積極的活用を図る。</u></p> <p>(18・19年度) 関係者の労苦を次世代に語り継ぐ「語り部」を引き続き育成し、平和祈念展示資料館に<u>配置するとともに、東京近郊の学校に派遣し、公開授業日など親子がお互いに理解を深める機会を積極的に活用する。</u></p> <p>(4) 催し等への助成 財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための<u>慰霊祭・講演会</u>等交流慰藉事業の開催に対し、助成を行う。</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>4 書状等の贈呈事業</p> <p>(1) 書状等の贈呈事業の実施</p> <p>関係者に対する書状等の贈呈事業を着実に実施する。</p> <p>なお、本事業の申請の受付は平成19年3月31日をもって終了する。</p>	<p>4 書状等の贈呈事業</p> <p>(1) 書状等の贈呈事業の実施</p> <p>以下に掲げる書状等の贈呈事業は、平成19年3月31日までの申請受付をもって終了する。</p> <p>① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈</p> <p>ア 旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準にしたがい、恩給欠格者に対し、以下のいずれかのセットを贈呈する。</p> <p>(ア) 内閣総理大臣名の書状</p> <p>(イ) 内閣総理大臣名の書状及び銀杯</p> <p>(ウ) 内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労の品</p>	<p>(15年度においては、シベリア慰霊訪問、日本とロシアのシンポジウムは認可法人中に実施済み。)</p> <p>(16年度以降)</p> <p>財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭、<u>現地慰霊訪問、シンポジウム</u>等交流慰藉事業の開催に対し、助成を行う。</p> <p>アンダーラインの部分を変更</p> <p>4 書状等の贈呈事業</p> <p>(1) 書状等の贈呈事業の実施</p> <p>(19年度：新記述)</p> <p>平成19年3月31日をもって申請の受付を終了した書状等の贈呈事業を着実に実施する。</p> <p>① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈</p> <p>アー1 旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験を有し、かつ、加算年を含めた在職年が3年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労の品を贈呈する。</p> <p>アー2 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験を有し、かつ、加算年を含めた在職年が3年未満の者のうち、実在職年が1年以上の者に対し、内閣</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
	<p>イ 恩給欠格者として書状等の贈呈の対象となり得た者で死亡した者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。</p> <p>② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈</p> <p>昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留され、強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する書状の贈呈</p> <p>今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）による特別交付金を受けた者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。</p>	<p>総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。</p> <p>ア－3 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験は有しないが、実在職年1年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。</p> <p>イ ア－1からア－3の対象となり得た者で、死亡した者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。</p> <p>② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈</p> <p>昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留され、強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する書状の贈呈</p> <p>今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）による特別交付金を受けた者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。</p> <p>審査期間 <u>6カ月</u>以内に処理を終えるものの割合を95%以上とするとともに、軍歴の事実確認が困</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>(2) 標準期間の設定</p> <p>関係者による請求から書状等の贈呈までに要する標準的な期間を設定し、当該期間を出来るだけ短縮する。</p> <p>(3) 未請求者への周知</p> <p>未だ請求を行っていない関係者に対して、本贈呈事業の意義・内容の周知を図る。</p>	<p>(2) 標準期間の設定</p> <p>申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、認定困難案件を含め、審査期間を6カ月以内とし、当該期間内に処理を終えるものの割合を95%以上とする。</p> <p>(3) 未請求者への周知</p> <p>地方公共団体及び関係機関との間に緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への請求促進記事の掲載協力その他の積極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。</p>	<p>(2) 標準期間の設定</p> <p>難な案件である、いわゆる認定困難案件について、未認定者の傾向を把握し、認定困難案件の処理の促進が図れるよう、<u>基礎データ</u>の把握に努める。</p> <p>(17年度：修正)</p> <p>審査期間<u>6</u>か月以内に処理を終えるものの割合を<u>95%以上</u>とするとともに、軍歴の事実確認が困難な案件である、いわゆる認定困難案件について、未認定者の傾向を把握し、認定困難案件の処理の促進が図れるよう、<u>引き続き基礎データ</u>の把握に努める。</p> <p>(18・19年度)</p> <p>アンダーライン部分を「95%」を「97%」と修正</p> <p>(3) 未請求者への周知</p> <p>新聞広告及び市区町村広報紙（誌）への掲載協力依頼等を実施し、電話による関係者からの問い合わせ等があった場合には、広報媒体、照会者の続柄、居住県等を把握し、未だ未請求となっている者に対する広報の在り方及び方法を検討し、関係者への周知に努める。</p> <p>(16年度：アンダーライン部分追加)</p> <p>新聞広告及び市区町村広報紙（誌）への掲載協力依頼等を実施し、電話による関係者からの問い</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
		<p>合せ等があった場合には、広報媒体、照会者の続柄、居住県等を把握し、<u>年間を通じた基礎データを作成するとともに、未だ未請求となっている者に対する広報の在り方及び方法を検討し、関係者への周知に努める。</u></p> <p>(17年度 *アンダーライン部分は追加) <u>平和祈念展等の会場に書状等贈呈相談コーナーを設置し、相談者が面接して説明・申請指導を行うとともに、新聞広告及び市区町村広報紙（誌）への掲載協力依頼等を実施し、電話による関係者からの問い合わせ等があった場合には、広報媒体、照会者の続柄、居住県等を把握し、年間を通じた基礎データを作成するとともに、未だ未請求となっている者に対する広報の在り方及び方法を検討し、関係者への周知に努める。</u></p> <p>(18年度：*アンダーライン部分は追加) 平和祈念展等の会場に書状等贈呈相談コーナーを設置し、相談者が面接して説明・申請指導を行うとともに、新聞広告及び市区町村広報紙（誌）への掲載協力依頼等を実施し、電話による関係者からの問い合わせ等があった場合には、広報媒体、照会者の続柄、居住県等を把握し、年間を通じた基礎データを作成するとともに、未だ未請求となっている者に対する広報の在り方及び方法を検討</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>5 特別記念事業等（平成19年3月29日追加）</p> <p>(1) 特別記念事業の実施</p> <p>関係者本人に対して慰労品を贈呈する特別記念事業を実施する。</p>	<p>5 特別記念事業等（平成19年3月29日追加）</p> <p>(1) 特別記念事業の実施</p> <p>① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈</p> <p>旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。</p> <p>ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品</p> <p>イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯</p> <p>② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈</p> <p>昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する慰労品の贈呈</p> <p>今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。</p>	<p>し、費用に配慮しつつも効果的な広報の実施に心がけた上、関係者への周知に努める。</p> <p>19年度：(3) 未請求者への周知 を削除</p> <p>5 特別記念事業等（19年度計画で追加）</p> <p>(1) 恩給欠格者、戦後強制抑留者又は引揚者であって現に生存する者のうち申請期間内に申請のあった者に対して、特別慰労品を贈呈する特別記念事業を次のとおり実施する。</p> <p>ア 恩給欠格者</p> <p>(ア) 旧軍人軍属として本邦以外の地域、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島、南西諸島又は小笠原諸島（以下「外地等」という。）に勤務した経験を有し、かつ、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の在職年が加算年を含めて3年以上の者又は在職年が加算年を含め3年未満の者のうち実在職年が1年以上の者に対しては、5万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。</p> <p>(イ) 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験を有しないが、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の実在職年が1年以上の者に対しては、3万円相当の旅行券等又は銀杯を贈呈する。</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>(2) 特別記念事業の請求期間 関係者からの慰労品の請求の受付は平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間とする</p> <p>(3) 特別記念事業に要する経費 上記請求期間内に受け付ける特別記念事業に要する費用については、廃止法第2条の規定に基づき、基金の資本金を取り崩して充てることとし、その総額は200億円を目途とする。</p>		<p>イ 戦後強制抑留者 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者に対しては、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。</p> <p>ウ 引揚者 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）による特別交付金を受けた者に対しては、銀杯を贈呈する。</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>(4) 特別記念事業実施の周知</p> <p>特別記念事業の実施に当たっては、なるべく多くの関係者に慰労の品を贈呈できるよう特別記念事業の意義及び内容について積極的にその周知・広報を図る。</p> <p>6 その他の重点事項</p> <p>(1) 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 未請求者への周知</p> <p>本事業の申請期間が2年間であることを踏まえ、地方公共団体及び関係機関との間で緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼その他の積極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。</p> <p>(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立</p> <p>戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、関係機関と調整しつつ適宜その検討に着手する。</p> <p>6 その他の重点事項</p> <p>(1) 効果的な広報</p> <p>関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 未請求者への周知</p> <p>本事業の申請期間が2年間であることを踏まえ、地方公共団体及び関係機関との間で緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼その他の積極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。</p> <p>(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立</p> <p>戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する。</p> <p>6 その他の重点事項</p> <p>(1) 効果的な広報</p> <p>当基金の設立の趣旨、事業内容及び活動現況等について関係行政機関及び関係団体、さらには国民の理解をより一層深めるため、「事業案内」、「年報」、「基金だより」を作成、配付する。</p> <p>平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>(2) ホームページの内容の充実を行い、各事業年度においてアクセス数が30万件以上となるよう努める。</p>	<p>(2) ホームページの充実 ホームページは、若年層向けコーナーを更新するなどして内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を30万件以上とする。</p>	<p>(18年度：追加) <u>平成19年4月から予定されている特別記念事業（仮称）の開始に伴い、現行の書状等の贈呈事業を平成19年3月末で終了することから、効果的にその周知徹底を図る。</u></p> <p>(19年度) 18年度追加した文章を削除</p> <p>(2) ホームページの充実 ホームページへのアクセス件数が増加するよう内容を充実させ、アクセス件数の目標を<u>15万件以上とする。</u> *アンダーラインの部分を変更 16・17年度：40万件</p> <p>(18年度：改正) <u>国外からもホームページへのアクセスが可能となるよう英語版を作成するなど内容の充実を図り、アクセス件数の目標を45万件以上とする。</u></p> <p>(19年度：修正) <u>常に最新の情報を提供するなど内容の充実を図り、アクセス件数の目標を45万件以上とする。</u></p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>(5) 外国の関係機関との関係の強化を目指す。</p>	<p>(5) 外国の関係機関との関係強化 ロシア連邦等関係する外国における関係機関との間の関係を強化する。</p>	<p>16年度： アンダーラインの部分を「平成16年12月」修正 (17・18年度) 基金と運営目的が類似している全国13の資料館の参加を得て、「関係資料館会議」を開催する。これら関係資料館との間で、それぞれの資料館の運営、入館促進、設置目的に対する一般国民の理解促進方策等について意見・情報交換を行い、各関係資料館及び平和祈念展示資料館相互の間で可能なネットワーク化に向けて情報の共有、知見の集約を行う。 * (アンダーライン部分を17年度で修正) (19年度 修正) 「全国13の資料館」を「全国14の資料館」と 修正</p> <p>(5) 外国の関係機関との関係強化 <u>ロシア連邦国立公文書庁等との協力関係構築の方策について</u>検討を行う。 17年度： アンダーラインの部分を「ロシア連邦公的機関」と修正 (18年度：修正) ロシア連邦公的機関等との協力関係構築の<u>具体化の方策</u>について検討を行う。 *19年度は、同じ。</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 運用資金を適切に運用して自己収入の確保に努め、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。 予算、収支計画及び資金計画については、別添1のとおり。</p> <p>第4 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金が見込まれる理由は運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。</p> <p>第5 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別企画展等の充実 2 入館者サービス、情報提供の質的向上のための整備の充実 3 関係資料の充実 4 調査研究の充実 5 広報の充実 	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。</p> <p>(17年度：アンダーラインの部分を追加) 運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。<u>予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。</u></p> <p>18年度：アンダーライン部分を削除。 19年度：アンダーライン部分を追加</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 施設及び設備に関する計画はない。</p> <p>2 人事に関する計画 人事に関する計画については、別添2のとおり。</p> <p style="text-align: center;">(別添2)</p> <p>人事に関する計画</p> <p>1 方針 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部管理事務を遂行する。</p> <p>2 人員に係る指標 業務の効率化、外部委託の推進等により、人員を削減する。</p> <p>(参考1) 期初年度の常勤職員数 19人 期末年度の常勤職員数の見込み 18人</p> <p>(参考2) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 950百万円</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>	<p>第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 職員研修 職員を外部の研修に積極的に派遣するとともに、内部においても講習会を開催し、能力開発の推進と意識の向上を図る。</p> <p>(2) 人事に関する指標</p> <p>10月1日の常勤職員数 19名 年度末の常勤職員数見込み 19名</p> <p>17年度：アンダーラインの部分「4月1日」と修正。 18年度：アンダーラインの部分「年度首」と修正 19年度：アンダーラインの部分「4月1日」と修正。</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。</p> <p>2 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。</p>	<p>3 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 環境対策 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。</p> <p>(2) 危機管理 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。</p>	<p>2 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 環境対策 <u>消耗品等について、環境に配慮した製品の使用を推進する。</u> (16年度：修正) 環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針を策定し、<u>環境に配慮した業務運営を行う。</u></p> <p>17年度：アンダーラインの部分を「のもと、継続的に」に修正。 *17～19年度は、同じ。</p> <p>(2) 危機管理 <u>平和祈念展示資料館における危機対応マニュアルを作成するとともに、危機管理体制の整備を行う。</u></p> <p>(16年度以降) 等アンダーラインの部分を「等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。」に修正 *17～19年度は、同じ。</p>

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画
<p>3 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。</p>	<p>(3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。</p>	<p>(3) 職場環境 メンタルヘルス、セクシャルハラスメントについての管理体制を整備する。</p> <p>(16年度以降) アンダーラインの部分で「、管理を徹底し、より一層の配慮に努める。」修正 *17～19年度は、同じ。</p>

第1次中期目標

第1次中期計画

15年度～19年度計画

(別添1)

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4,603
運用収入	3,812
臨時収入	9,846
事業外収入	0
計	18,261
支出	
慰藉事業費	16,419
一般管理費	1,842
計	18,261

うち特別記念事業分

区 分	金 額
収入	
臨時収入	9,846
支出	
慰謝事業費	9,846

※1 臨時収入は、政府出資金取崩しにより特別記念事業準備金として整理したもののうち、平成19年度取崩し予定額及び運用収入である。

2 運用収入及び臨時収入は、金利動向により変動する可能性がある。

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画														
	<p>【人件費の見積り】</p> <p>期間中総額 950百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>【運営費交付金の算定ルール】</p> $\text{運営費交付金} = \text{一般管理費 (人件費 + その他一般管理費)} + \text{慰藉事業費} - \text{自己収入}$ $(a) \quad (b) \quad (c) \quad (d)$ <p>(a) 人件費 = 前年度の人件費 × 効率化係数 × 人件費調整係数 + 人員削減による減少 + 「行政改革の重要方針」を受けての人件費減少による減少 $(\alpha 1) \quad (\delta)$</p> <p>(b) その他一般管理費 = 前年度のその他一般管理費 × 効率化係数 × 消費者物価指数 $(\alpha 2) \quad (\gamma)$</p> <p>(c) 慰藉事業費 = 前年度の慰藉事業費 × 効率化係数 × 消費者物価指数 × 政策係数 $(\alpha 3) \quad (\gamma) \quad (\beta)$</p> <p>(d) 自己収入 = 前年度の自己収入 × 自己収入調整係数 (ε)</p> <table border="1" data-bbox="817 877 1344 1316"> <tr> <td>人件費の効率化係数($\alpha 1$)</td> <td>=0.9980</td> </tr> <tr> <td>その他一般管理費の効率化係数($\alpha 2$)</td> <td>=0.9650</td> </tr> <tr> <td>慰藉事業費の効率化係数($\alpha 3$)</td> <td>=0.9900</td> </tr> <tr> <td>政策係数(β)</td> <td>=0.9875</td> </tr> <tr> <td>消費者物価指数(γ)</td> <td>=1.0000</td> </tr> <tr> <td>人件費調整係数(δ)</td> <td>=1.0000</td> </tr> <tr> <td>自己収入調整係数(ε)</td> <td>=0.9772</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 推計に使用した係数の値 2. 特別記念事業関連分を除く</p>	人件費の効率化係数($\alpha 1$)	=0.9980	その他一般管理費の効率化係数($\alpha 2$)	=0.9650	慰藉事業費の効率化係数($\alpha 3$)	=0.9900	政策係数(β)	=0.9875	消費者物価指数(γ)	=1.0000	人件費調整係数(δ)	=1.0000	自己収入調整係数(ε)	=0.9772	
人件費の効率化係数($\alpha 1$)	=0.9980															
その他一般管理費の効率化係数($\alpha 2$)	=0.9650															
慰藉事業費の効率化係数($\alpha 3$)	=0.9900															
政策係数(β)	=0.9875															
消費者物価指数(γ)	=1.0000															
人件費調整係数(δ)	=1.0000															
自己収入調整係数(ε)	=0.9772															

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画																																								
	<p data-bbox="741 165 913 193">2 収支計画</p> <p data-bbox="1122 213 1323 240">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="775 253 1402 1225"> <thead> <tr> <th data-bbox="775 253 1193 304">区 分</th> <th data-bbox="1193 253 1402 304">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="775 304 1193 355">費用の部</td> <td data-bbox="1193 304 1402 355">18,343</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 355 1193 406"> 経常費用</td> <td data-bbox="1193 355 1402 406">18,343</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 406 1193 458"> 慰藉事業費</td> <td data-bbox="1193 406 1402 458">16,265</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 458 1193 509"> 一般管理費</td> <td data-bbox="1193 458 1402 509">1,842</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 509 1193 560"> 減価償却費</td> <td data-bbox="1193 509 1402 560">236</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 560 1193 611"> 財務費用</td> <td data-bbox="1193 560 1402 611">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 611 1193 662"> 臨時費用</td> <td data-bbox="1193 611 1402 662">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 662 1193 713">収益の部</td> <td data-bbox="1193 662 1402 713">18,343</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 713 1193 764"> 経常収益</td> <td data-bbox="1193 713 1402 764">8,497</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 764 1193 815"> 運営費交付金</td> <td data-bbox="1193 764 1402 815">4,449</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 815 1193 866"> 運用収入</td> <td data-bbox="1193 815 1402 866">3,812</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 866 1193 917"> 事業外収入</td> <td data-bbox="1193 866 1402 917">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 917 1193 968"> 資産見返運営費交付金戻入</td> <td data-bbox="1193 917 1402 968">102</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 968 1193 1019"> 資産見返補助金戻入</td> <td data-bbox="1193 968 1402 1019">134</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1019 1193 1070"> 財務収益</td> <td data-bbox="1193 1019 1402 1070">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1070 1193 1121"> 臨時利益</td> <td data-bbox="1193 1070 1402 1121">9,846</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1121 1193 1173">純利益</td> <td data-bbox="1193 1121 1402 1173">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1173 1193 1224"> 目的積立金取崩額</td> <td data-bbox="1193 1173 1402 1224">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1224 1193 1275"> 総利益</td> <td data-bbox="1193 1224 1402 1275">—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	費用の部	18,343	経常費用	18,343	慰藉事業費	16,265	一般管理費	1,842	減価償却費	236	財務費用	0	臨時費用	0	収益の部	18,343	経常収益	8,497	運営費交付金	4,449	運用収入	3,812	事業外収入	0	資産見返運営費交付金戻入	102	資産見返補助金戻入	134	財務収益	0	臨時利益	9,846	純利益	—	目的積立金取崩額	—	総利益	—	
区 分	金 額																																									
費用の部	18,343																																									
経常費用	18,343																																									
慰藉事業費	16,265																																									
一般管理費	1,842																																									
減価償却費	236																																									
財務費用	0																																									
臨時費用	0																																									
収益の部	18,343																																									
経常収益	8,497																																									
運営費交付金	4,449																																									
運用収入	3,812																																									
事業外収入	0																																									
資産見返運営費交付金戻入	102																																									
資産見返補助金戻入	134																																									
財務収益	0																																									
臨時利益	9,846																																									
純利益	—																																									
目的積立金取崩額	—																																									
総利益	—																																									

第1次中期目標	第1次中期計画	15年度～19年度計画						
	<p style="text-align: center;">うち特別記念事業分</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th data-bbox="817 205 1151 256">区 分</th> <th data-bbox="1151 205 1341 256">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="817 256 1151 400">費用の部 経常費用 慰謝事業費</td> <td data-bbox="1151 256 1341 400" style="text-align: center;">9,846</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 400 1151 499">収益の部 臨時利益</td> <td data-bbox="1151 400 1341 499" style="text-align: center;">9,846</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 臨時利益は、政府出資金取崩しにより特別記念事業準備金として整理したもののうち、平成19年度取崩し予定額及び運用収入である。</p> <p>2 運用収入及び臨時利益は、金利動向により変動する可能性がある。</p>	区 分	金 額	費用の部 経常費用 慰謝事業費	9,846	収益の部 臨時利益	9,846	
区 分	金 額							
費用の部 経常費用 慰謝事業費	9,846							
収益の部 臨時利益	9,846							

第1次中期目標

第1次中期計画

15年度～19年度計画

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	18,261
業務活動による支出	18,107
投資活動による支出	154
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	18,261
業務活動による収入	8,606
運営費交付金による収入	4,603
運用収入	4,003
投資活動による収入	9,655
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	—

うち特別記念事業分

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	9,846
資金収入	9,846
業務活動による収入	
運用収入	191
投資活動による収入	9,655

※ 運用収入及び投資活動による収入は、金利動向により変動する可能性がある。